



認知症の「財産凍結リスク」理解は6割 有効な対策「家族信託」の認知は2割にとどまる

9月21日は世界アルツハイマーデー 「認知症とお金に関する意識調査2020」

東京23区投資用マンション販売と賃貸管理、保険代理業を行う日本財託グループ（本社：新宿区 代表取締役社長：重吉 勉（しげよしつとむ）は、世界アルツハイマーデーを前に、親の認知症への対策やお金の問題の実態を探る「認知症とお金に関する意識調査2020」を40～69歳の計500人を対象に実施しました。

その結果、親が認知症になると、判断能力がなくなるため、家族であっても預金口座からのお金の引き出しや、不動産の売却などができなくなり、事実上口座が凍結する等のリスクがあることを知っている人は**約6割**となる一方、それに対する有効な解決策である「家族信託」の制度を認知している人は**約2割**にとどまる結果となりました。

主な調査は以下の通りです。

主な調査結果

- ① 認知症による「財産凍結リスク」 **6割**理解も
「家族信託」の認知は **2割**にとどまる
- ② 認知症に対する不安は**介護関係が上位**
お金の問題は関心低く
- ③ 実の両親でも**約3割**が「**すぐに話し合いができない**」
認知症に関する高い心理的ハードル

今回の調査結果について、株式会社日本財託の家族信託コンサルタント横手彰太は次のように述べています。

報道などで認知症そのものや、関連するリスクに対する理解は進んでいるものの、具体的な対策まで踏み込んで考えている人はまだまだ少ないという実情が浮かび上がってきました。

「認知症とお金」の問題は切っても切れない関係です。介護費用や相続の相談について、親が認知症と診断されてからでは手遅れなのです。85歳以上の2人に1人が認知症になると言われている現在、認知症による財産凍結を防ぐために有効な「家族信託」制度を検討していただきたいと思います。また、1人でも多くの方にこのアルツハイマーデー（月間）のタイミングで、この「自分の親がもし認知症になったら」ということに向き合ってほしいと思います。

日本財託グループでは、不動産会社として相続対策の要となる「不動産」に強みを発揮し、今後も「認知症とお金」の課題解決に取り組んでまいります。



認知症による「財産凍結リスク」 6割理解も 「家族信託」の認知は2割にとどまる

- 親が認知症となることで発生する「資産凍結リスク」について、
6割以上が「知っている」という結果になった。
- 一方で、親の認知症対策については、
6割以上が「検討していない」
- 親の認知症に伴う介護関連費用について、
約半数が親頼み、約4割が「決めていない」
- 認知症による資産凍結リスクに有効な「家族信託」の認知は**約2割**にとどまる。

「親が認知症になると、判断能力がなくなるため、家族であっても預金口座からのお金の引き出しや、不動産の売却などができなくなり、事実上口座が凍結する等のリスクがあることを知っていますか」という質問に対し、「知っている」と答えた人は全体で6割超（64.6％）に上りました。（図1）

「認知症に関わる日常生活の変化について家族で検討していること」を尋ねると、6割超（62.4％）が「特にない」と回答。（図2）また、親の認知症に伴う介護関連費用については「親が払えるだろうと考えている」人が約半数（46.4％）いることも分かり、年代別では40代が35％（35.1％）で、年代が上がるにつれ割合も高まり、60代で約6割（61.3％）となっています。（図3）

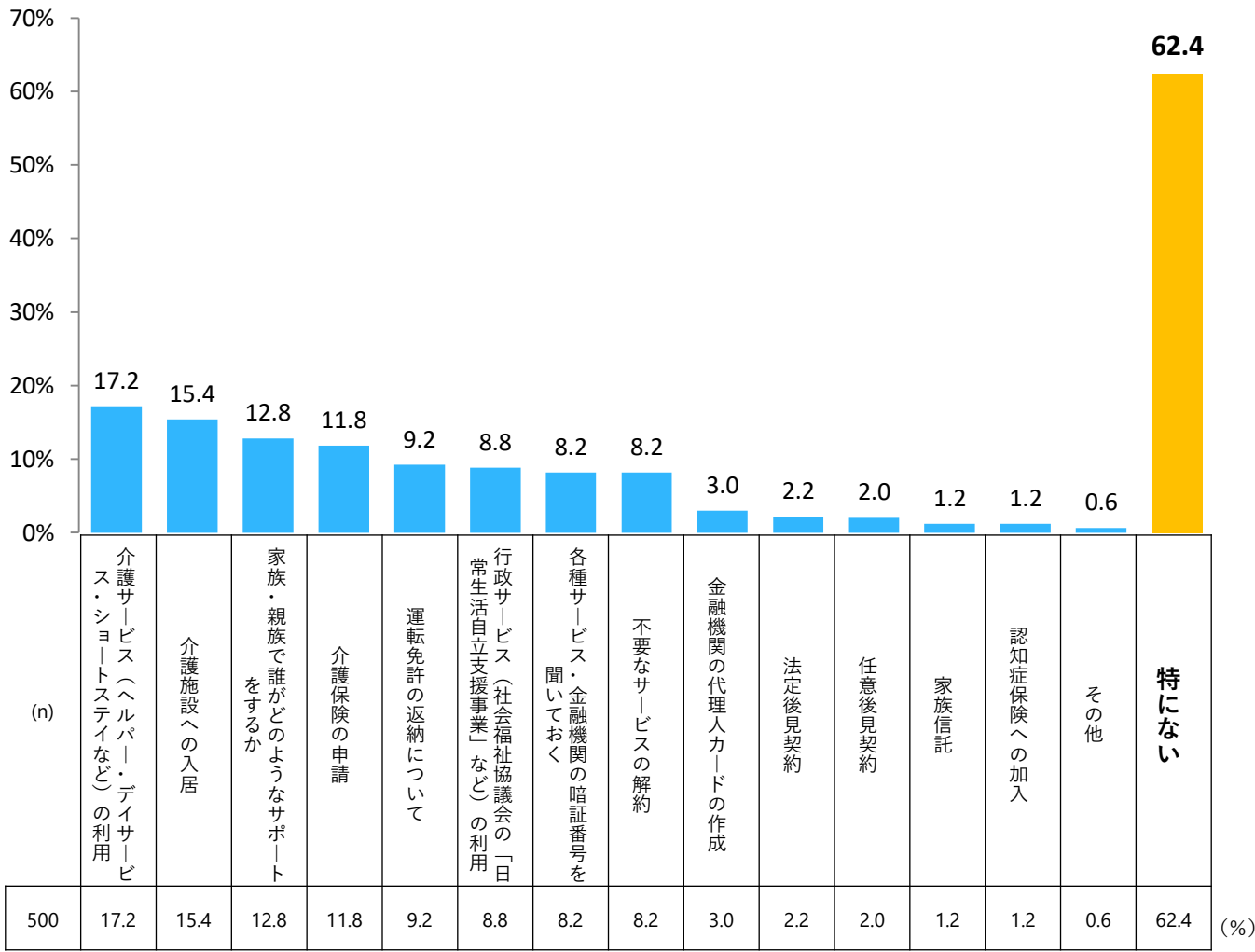
こうした認知症とお金の問題において、本人が元気なうちに打っておける極めて有効な対策のひとつとして「家族信託」というしくみがあります。しかしながら、名称を知っている人は約2割（22％）のみで、法定後見制度の約半数にとどまりました。さらに、名称も概要も知っていると答えた人はわずか4％でした。（図4）

この結果について、横手は「過半数の人が認知症の資産凍結リスクを認識している」とする一方、「親の認知症対策について、具体的な話し合いや行動に移せている人は少数にとどまる傾向がある」と指摘。「家族信託は比較的新しいしくみであることから、まだまだ世間に浸透していない可能性がある」としています。

【図1】 Q 親が認知症になると、判断能力がなくなるため、家族であっても預金口座からのお金の引き出しや、不動産の売却などができなくなり、事実上口座が凍結する等のリスクがあることを知っていますか。



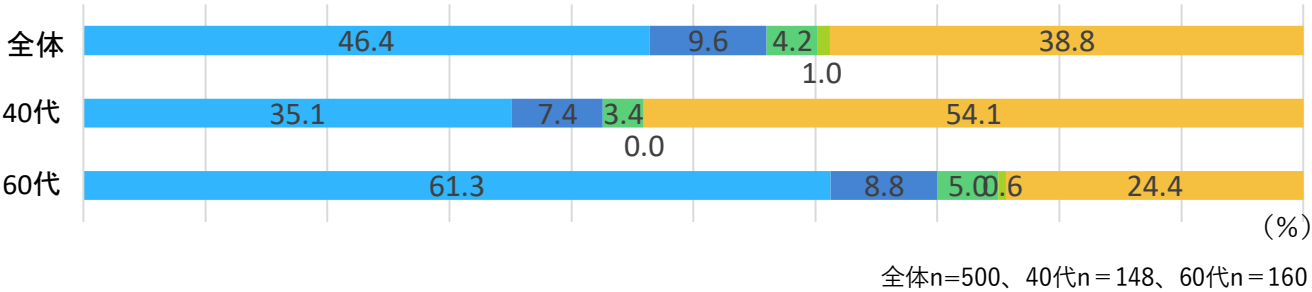
【図2】 Q 認知症に関わる日常生活の変化について家族で検討していることがあればお答えください。
当てはまるものをいくつでもお答えください。





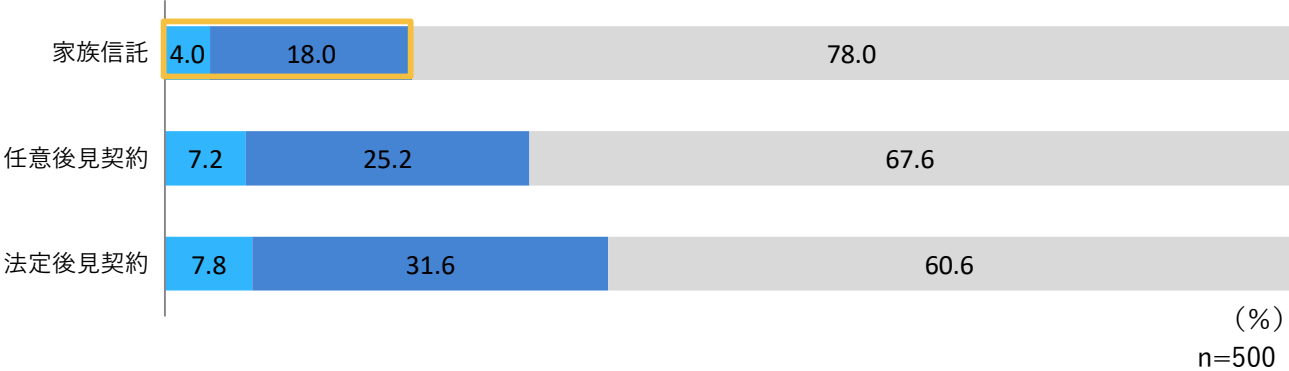
【図3】 Q 認知症に伴う介護関連の費用を、主にどのように確保しようと考えていますか。

■ 親が払えるだろうと考えている ■ 自分が代わりに払う ■ 自分以外の親族が払う ■ その他 ■ わからない、決めていない



【図4】 Q 財産管理に関する制度などについて当てはまるものをお答えください。

■ 名称も概要も知っている ■ 名称は知っている ■ 知らない





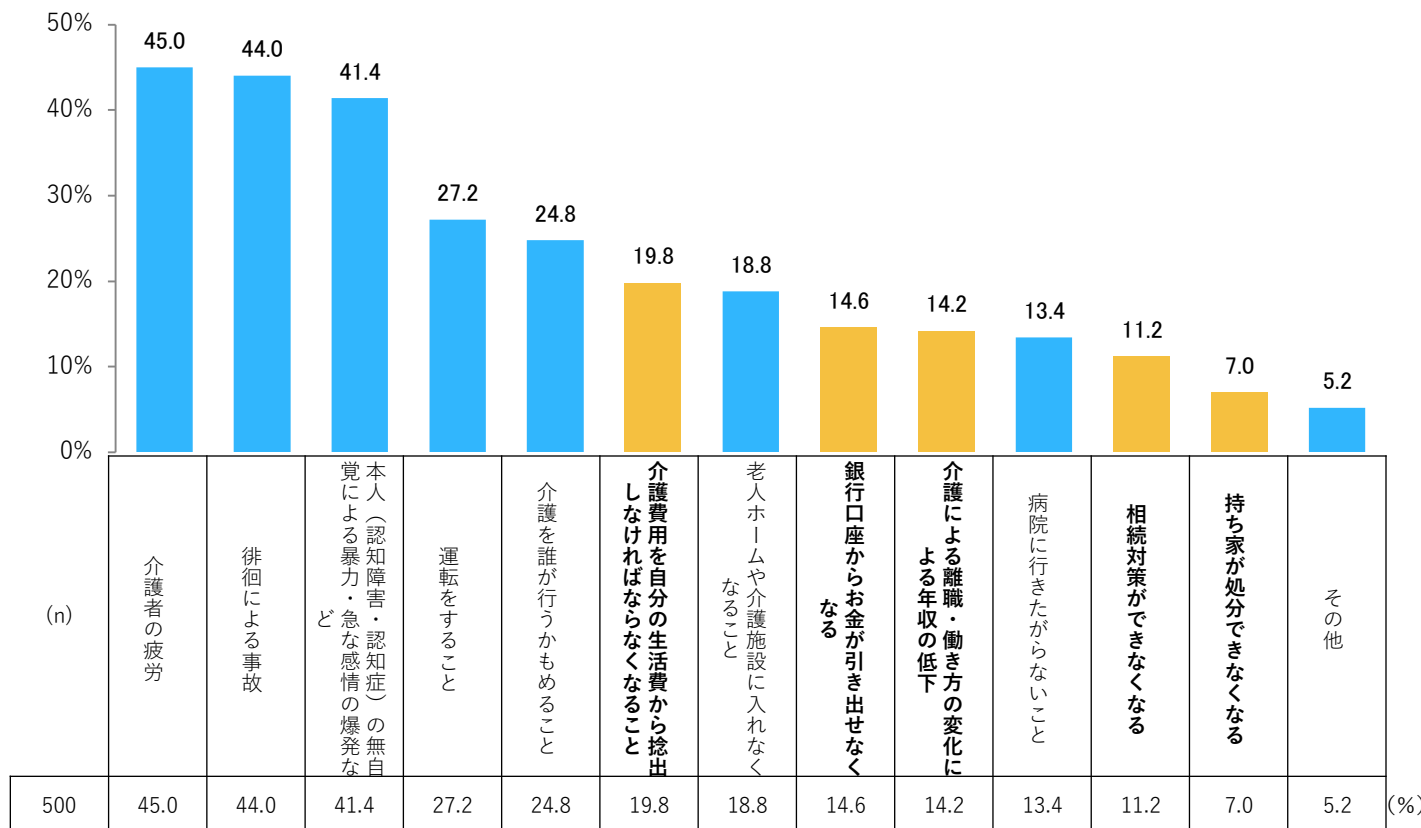
認知症に対する不安は介護関係が上位 お金の問題は関心低く

■親が認知症になった場合、不安なことについて、
「介護者の疲労」「徘徊による事故」「無自覚による暴力・急な感情の爆発など」が上位を占めた。一方で「銀行口座からお金が引き出せなくなる」「持ち家が処分できなくなる」など**お金の問題は下位**となり、**関心の低さ**がうかがえる。

仮に親が認知症になった場合、どのような事柄が心配かという質問に対し、「介護者の疲労」が4割超（45%）と最も多く、「徘徊による事故」（44%）「本人の無自覚による暴力・急な感情の爆発など」（41.4%）と続く結果となりました。
その一方で、「銀行口座からお金が引き出せなくなる」（14.6%）「相続対策ができなくなる」（11.2%）「持ち家が処分できなくなる」（7%）など、お金に関する事柄については少数にとどまりました。（図5）

横手は「『お金の問題』が下位となり、関心の低さがうかがえる。親族や知人から介護の苦勞や、認知症になった親の問題行動については聞くことが多く、イメージしやすいが、親の財産や相続に関しては実情を知る機会が少ないことから、こうした結果となっていると思われる」と述べています。

【図5】 Q もし、あなたの両親（義父母含む）が、認知症になった場合にどのような事柄が心配ですか。
当てはまるものをいくつでもお答えください。（複数回答）



実の両親でも約3割が「すぐに話し合いができない」 認知症を話題にすることへの心理的ハードルが存在

- 親（義父・義母を含む）の生活資金や財産管理について、
実の両親でも**約3割**が「**すぐに話し合いができない**」状況にある。
- 認知症とお金の相談先について、
約4割が「**相談しない、わからない**」と回答。認知症とお金の問題は「相談しづらいこと」という認識がある。
- 認知症に備えた財産管理について、
話し合いをしている親子で、「**子から相談**」したのは**約3割**にとどまる。

実父に対しては35.7%、実母に対しては28.1%と、実父母であっても生活資金や財産管理について「すぐに話し合いができない」との回答が約3割でした。（図6）最も話し合いをしている実母についてみると、60代で約2割（20.5%）のところ、40代だと約4割（40.5%）と、年代による差がみられ、若いほど相談しづらい傾向があることがわかりました。

その理由を尋ねると、「親が健康で特に不安を感じていないため」が最も多くなりました。（図7）また、親が認知症になった場合、親の財産管理について、誰に相談するかという質問に対して、最多は「家族・親族」（32%）だった一方で、「わからない」「相談しない」という回答が合計して約4割（39%）という結果となりました。（図8）

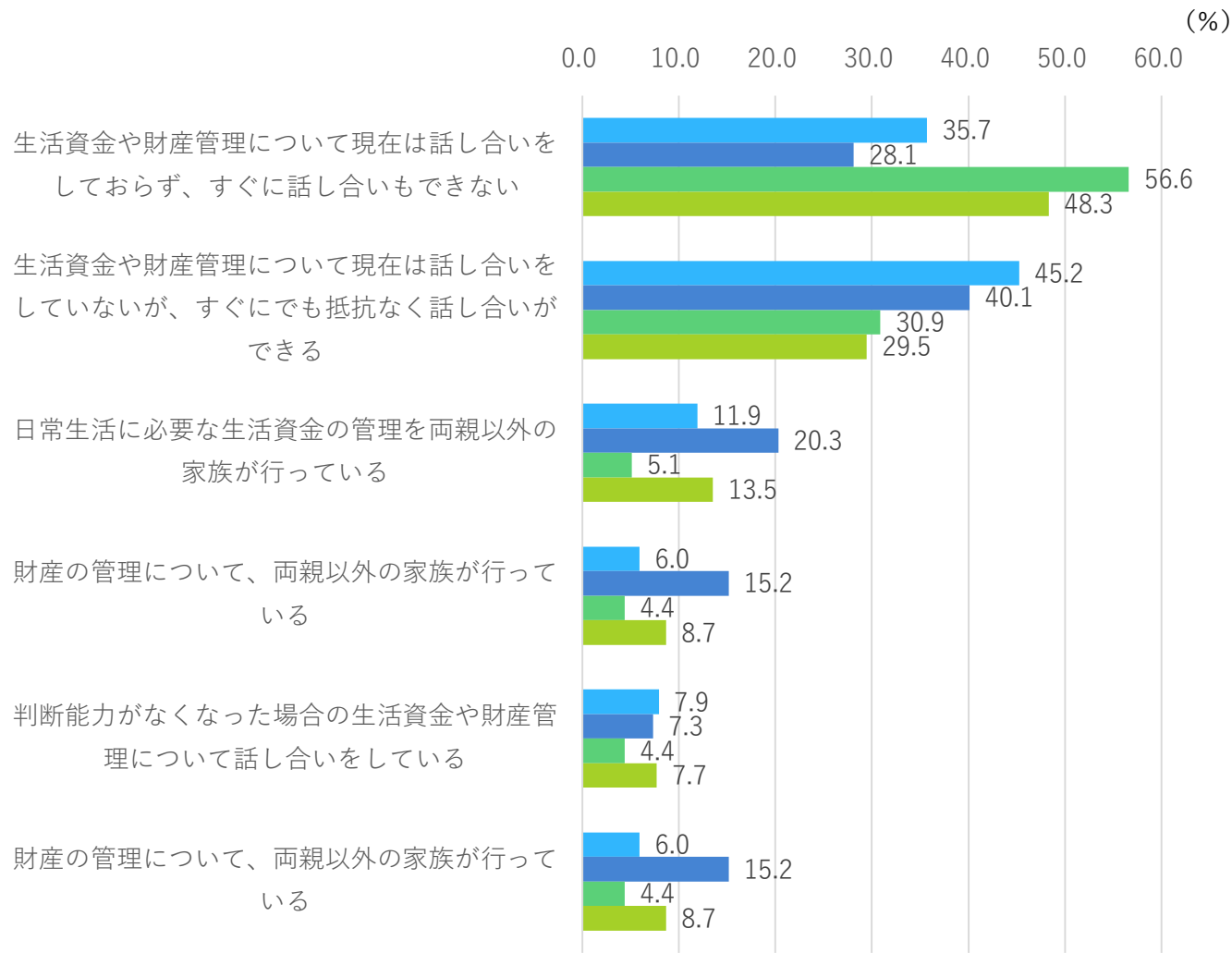
加えて、将来の認知症対策について親子できちんと話し合っている人に、親と子のどちらから相談を持ち掛けたかを聞くと、子からの相談は平均して3割程度（34.7%）にとどまっています。

この結果から、横手は「認知症とお金に関することを口にすることは、親子関係に溝を生じさせかねない『タブー』であり、赤の他人に相談するのはもってのほかだ、という心理的ハードルがあることがみられる」と分析。「親にとっては、元気なうちは『自分が認知症になるかもしれない』とは想像しづらいもの。その一方で『認知症とお金』の問題は切っても切れない関係にある。ここは勇気をもって、子の側から相談してみるべきではないか」としています。



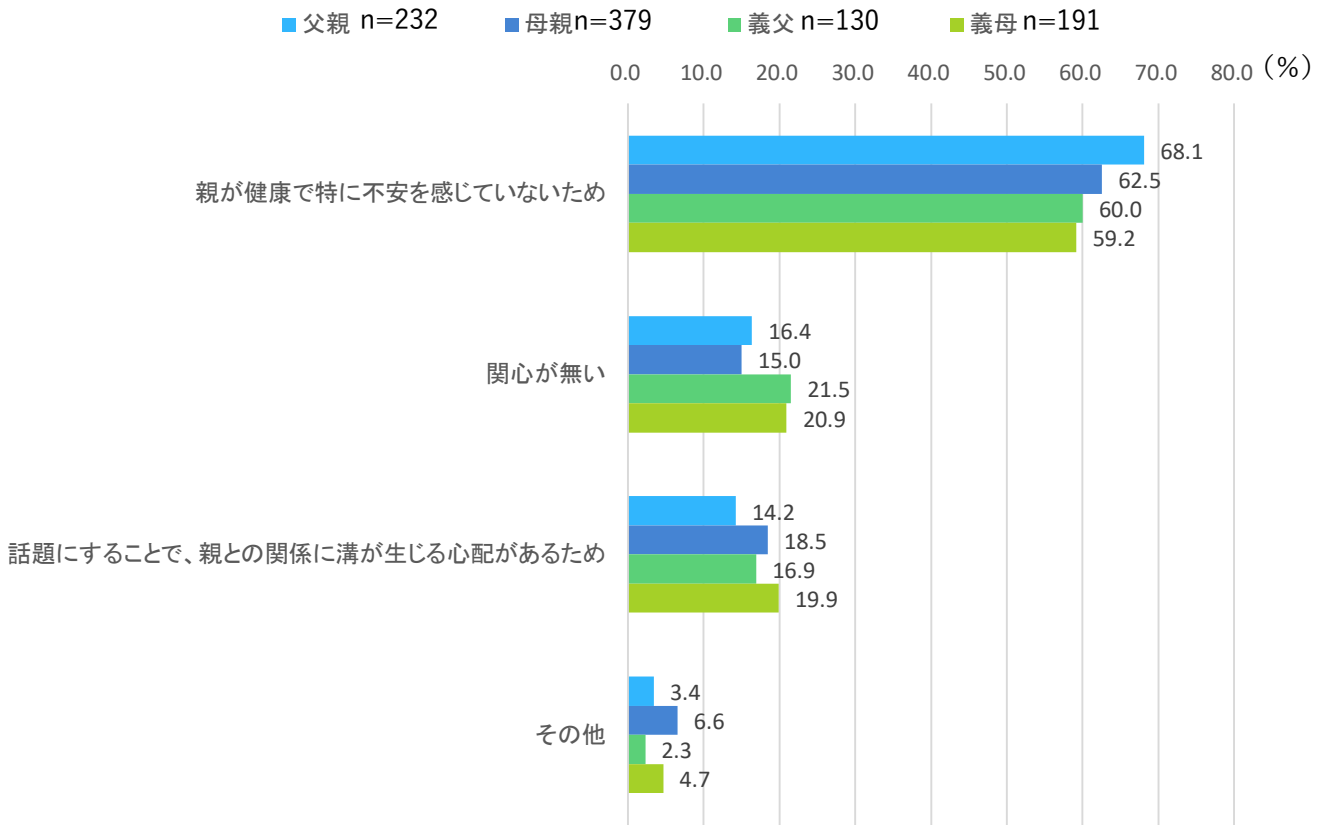
【図6】 Q あなたの両親（義父母含む）の生活資金（年金・銀行預金など）や財産管理（収益不動産・株式など）についてお答えください。当てはまるものをいくつでもお答えください。（複数回答）

■ 父親 n=252 ■ 母親 n=409 ■ 義父 n=136 ■ 義母 n=207



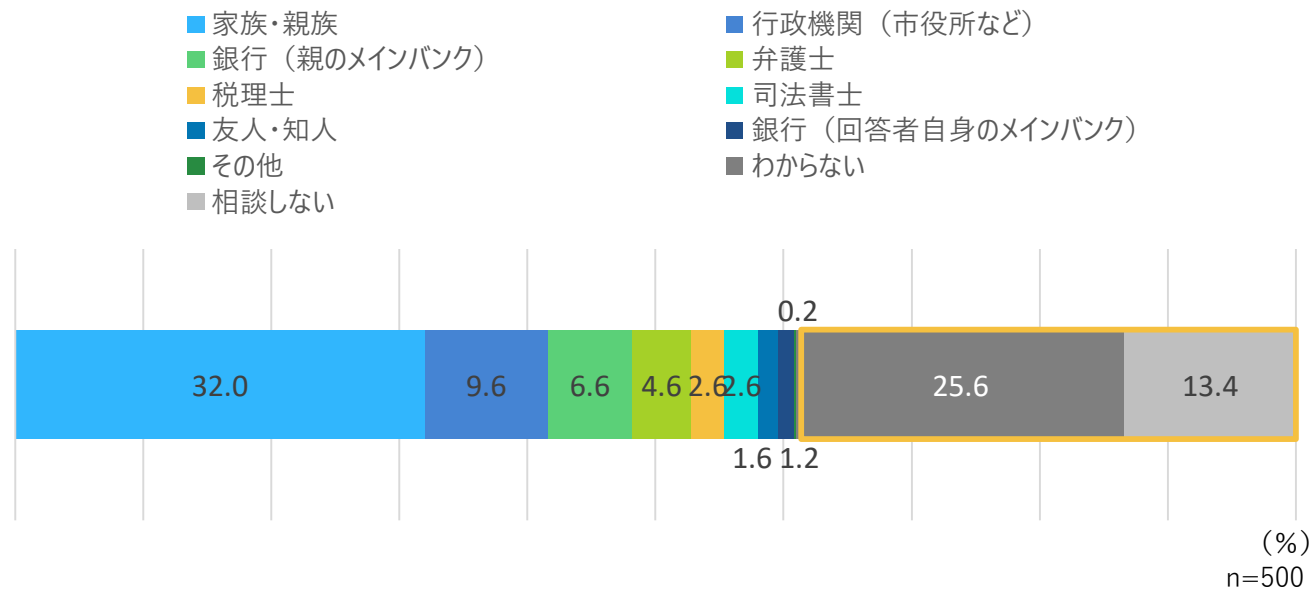


【図7】 Q あなたの両親（義父母含む）の生活資金や財産管理について話し合いをしていない方について伺います。話し合いをしていない理由について当てはまるものをいくつかもお答えください。（複数回答）





【図8】 Q 親が認知症になった場合、親の財産管理方法について悩んだ際に、あなたはどちらに相談しますか。もっとも当てはまるものをお答えください。



【調査概要】

- ・ 調査期間：2020年8月21日～同24日
- ・ 調査方法：インターネット調査
- ・ 調査地域：47都道府県（全国）
- ・ 本調査対象：40歳～69歳の男女500人
- ・ 調査協力：ショッピングアイ



【属性情報】 ※該当数は人、その他は%

父親	該当数	認知障害、 認知症 ではない	認知症の 疑いがある	軽度 認知障害	（軽度） 認知症	（中等度） 認知症	（高度） 認知症
全体	252	88.1	6.3	2.4	1.2	0.8	1.2
40代	117	95.7	3.4	0.9	0.0	0.0	0.0
50代	82	84.1	4.9	3.7	2.4	2.4	2.4
60代	36	66.7	22.2	5.6	2.8	0.0	2.8

母親	該当数	認知障害、 認知症 ではない	認知症の 疑いがある	軽度 認知障害	（軽度） 認知症	（中等度） 認知症	（高度） 認知症
全体	409	83.4	6.8	1.2	3.9	3.2	1.5
40代	131	98.5	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0
50代	135	83.0	6.7	3.7	3.0	3.0	0.7
60代	117	65.0	14.5	0.0	9.4	6.8	4.3

義父	該当数	障害、 認知症 ではない	認知症の 疑いがある	軽度 認知障害	（軽度） 認知症	（中等度） 認知症	（高度） 認知症
全体	136	88.2	7.4	1.5	0.7	0.7	1.5
40代	55	92.7	5.5	0.0	0.0	0.0	1.8
50代	43	93.0	2.3	2.3	0.0	0.0	2.3
60代	29	72.4	17.2	3.4	3.4	3.4	0.0

義母	該当数	認知障害、 認知症 ではない	認知症の 疑いがある	軽度 認知障害	（軽度） 認知症	（中等度） 認知症	（高度） 認知症
全体	207	88.9	4.8	1.0	1.9	1.9	1.4
40代	65	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50代	66	86.4	4.5	1.5	3.0	3.0	1.5
60代	66	81.8	9.1	0.0	3.0	3.0	3.0

親の介護に親の財産が使えないことも！？ 認知症とお金の問題に有効な「家族信託」制度とは？

認知症で意思能力を失う → 財産が“凍結”

ひとたび両親が認知症を発症し意思能力を失うと、契約行為ができなくなります。すると、自宅を売りたいくても売れない、アパートを貸したくても貸せない、預金を引き出そうとしても引き出せなくなります。いわゆる財産凍結です。高齢者施設に入居するために貯金を活用したり、実家を売却しようとしても、手立てが無くなってしまいます。

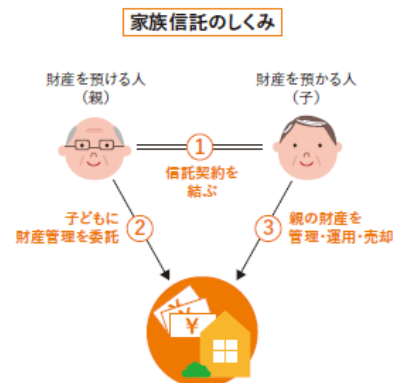


財産凍結の解決策こそ 『家族信託』

Q 家族信託とは？

A 認知症によるお金のトラブルを解決する 財産管理の新しい手法です。

平成18年に信託法が改正され、家族信託が誕生しました。「家族信託」とは、万一、認知症になった場合にご自身の財産を介護費用などに使えるよう、ご親族など信頼できる人に財産の管理を任せることができる制度です。認知症はいつ発症するかわかりません。お元気なうちに将来をどのように過ごしたいかを話し合い、そのために必要な手当をしておくための制度です。





認知症とお金の問題を学ぶ 家族信託セミナーの開催予定

日本財託では、「世界アルツハイマーデー」に合わせ、「認知症とお金」をメインテーマに、認知症対策や相続対策に効果を発揮する家族信託についてのセミナーを開催します。863人以上のご相談、130件以上の家族信託契約に携わり、NHK『クローズアップ現代+』にも出演した専門家が、今回の調査結果を踏まえ、具体的な活用事例を交えながらご紹介します。

セミナー『親が認知症になる前に知っておきたいお金の話』 《自宅で参加できるオンラインセミナー》

日時：9月19日（土）13時～14時半
10月 3日（土）13時～14時半
場所：オンライン開催

《講師 プロフィール》



横手 彰太（よこてしょうた）
株式会社日本財託 家族信託コンサルタント

《著書》

「相続対策は東京中古ワンルームと家族信託で考えよう」
「親が認知症になる前に知っておきたいお金の話」

《出演・取材協力》

NHK「クローズアップ現代+」
2019年4月16日放送『親の“おカネ”が使えない！？』とくダネ！
2018年1月11日【のぞき見！リアル とくキュウ】『家族信託』で資産凍結に対応できる
NHK クローズアップ現代+
2017年2月28日放送『さらば 遺産“争族”トラブル ～家族で解決！最新対策～』



2020年8月末時点での実績



※オンラインセミナーの様子や、家族信託相談者・利用者への追跡取材など各種取材をお受けいたします。お気軽にお申し付け下さい。



日本財託グループ
NIHON ZAITAKU GROUP

・代表取締役 重吉 勉
・会社設立 平成2年10月
・資本金 8,000万円
・本社 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル9F・10F・13F
・免許番号 宅地建物取引業 東京都知事(1) 第101570号
・グループ従業員数 241名

<http://www.nihonzaitaku.co.jp/>

日本財託グループは年金を作る会社です。東京・中古・ワンルームのご紹介と賃貸管理を通じて、ひとりでも多くの人の老後の不安を解消すると共に、豊かな人生の先を描く資産形成を支援します。

・グループ売上高 294億円（2019年9月期）
・管理戸数 23,062戸（8月末現在）
・オーナー数 8,347名（8月末現在）
・全体入居率 98.91%（8月末現在）
・販売分入居率 99.09%（8月末現在）

《お問合せ先》 株式会社日本財託 広報室 | 香西 / 横尾 / 村嶋 / 坂元

TEL | 03-6279-4177 FAX | 03-6279-4811 お問合せメール | kouhou@nihonzaitaku.co.jp